

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 4 日現在

機関番号：34516

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2010～2013

課題番号：22530593

研究課題名(和文) 近現代日本における家族変動と社会政策の相互関係に関する歴史社会学的研究

研究課題名(英文) A Historical and Sociological Study of the Correlation between Social Policies and Family Changes in the Modern Japan

研究代表者

山本 起世子 (YAMAMOTO, Kiyoko)

園田学園女子大学・健康科学部・教授

研究者番号：50230545

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円、(間接経費) 660,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、明治期～1990年代における家族変動と社会政策との相互関係を考察した。得られた主な知見は、以下の通りである。(1) 1920年代の、産業化・都市化、平準化、少子化の進行を背景に、家族の親密性の重視、婚姻の自由化、家族員間の公平性の保障といった、革新的な家族制度改革が企図され、戦後の民法改正に引き継がれた。(2) 戦前には対立していた産児制限運動と優生運動が、1950年代～60年代には人口資質の向上を目的に結びつきを深め、優生政策と家族計画運動を推進した。

研究成果の概要(英文)：I have discussed the correlation between social policies and family changes from the Meiji period through the 1990s. (1) Against the backdrop of industrialization, urbanization, equalizations, and declining birth rate of the 1920s, reforms to the family system were contemplated; these reforms emphasized familial intimacy, liberalization of marriage, and the assurance of intra-familial fairness and were later carried over into the post-war amendments to the Civil Code. (2) The mutual opposition between the eugenics movement and the birth control movement that had existed before the war gave way to deepening ties between the two amidst efforts in the 1950s and 1960s to improve the quality of population, and the promotion of the family planning movement and eugenics policies.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学

キーワード：家族変動 社会政策 歴史社会学 人口 優生学 家族制度 生殖 産児制限

1. 研究開始当初の背景

家族社会学においては、長らく、研究の重点が家族の内部構造(役割分担、勢力関係など)の実証研究に置かれてきたため、家族政策に関する研究が本格化したのは1980年代後半以降と遅かった。そのため、家族変動と社会政策との関係についての研究蓄積は乏しかった。また、明治期から1990年代までの長期的視野に立つ研究の蓄積が不可欠であった。

2. 研究の目的

明治期から1990年代までの日本を対象とし、家族変動と社会政策がどのように相互に影響を及ぼしあったのかを明らかにした。対象とした社会政策は、以下の通りである。

- (1) 家族関係を承認し規制する機能をもつ家族関係法規(民法、刑法の尊属殺人規定)。
- (2) 家族を政策拠点として整備する機能をもつ身体・人口管理政策(医療・衛生政策、優生政策、母性保護政策)。

3. 研究の方法

家族関係法規の制定・改正の審議過程、身体・人口管理政策(医療・衛生政策、優生政策、母性保護政策)の決定過程、家族生活および家族意識の変容については、図書、新聞・雑誌記事、研究報告書、諸統計などの閲覧・収集を、研究機関、大阪府立中央図書館、国立国会図書館東京本館などで行い、入手可能なものについては購入した。

4. 研究成果

(1) 「家族関係を承認し規制する機能をもつ家族関係法規」としての民法を対象とし、1920年代から40年代の日本における家族制度の変化と社会変動との関係を明らかにした。1920年代の臨時法制審議会による民法親族編相続編の改正構想と、終戦直後に臨時法制調査会によって行われた民法改正をめぐる議論を考察した。得られた知見は以下の通りである。

1920年代の臨時法制審議会による民法改正構想は、父系血統の継承を重視するよりも、()一家の平和や家族の親密性の尊重、()婚姻関係の重視、()婚姻の自由化、()家族員間の公平性の保障といった、革新的な家族制度改革の方向性をもっていった。この構想のほとんどは終戦後まで実現しなかったが、戦後の民法改正の基盤となった点に重要性がある。

1920年代の民法改正構想は、産業化・都市化とともに進化した平準化(初職に就く機会、高等教育を受ける機会における階層間格差の縮小)の進行の下で、企図された。平準化は総力戦体制において促進される。戦争空間が拡大する総力戦の時代には、すべての国民が戦争に巻き込まれる可能性が高まるため、「人的資源」

の動員が不可欠である。しかも、大規模動員を行うためには、強制ではなく、国民が自発的に動員に応じるようにする必要があったためである。1927年には資源局が設置され、人的資源動員政策が開始された。他方、政党や労働組合が結成され、1918年には原敬による政党内閣、1925年には普通選挙法が誕生し、国民動員の基盤が形成された。

1920年代にはすでに、出生率の低下という人口学的変化が生じていた。これは、都市化の進行と都市における出生力低下が原因である。1920年代～30年代前半には産児制限運動が隆盛期を迎えており、都市において少産を願う意識が形成され、出生率低下が促されたと考えられる。

1920年代の民法改正構想は、戦時下にとくに緊要と判断された2項目、すなわち、戸主の居所指定権と離籍権の制限(裁判所の許可が必要)、「私生子」という名称の廃止において、内容に変更はあったものの、実現した。

戦後の民法改正過程では、永続性や「孝」規範を重視した「家」を否定し、夫婦中心の家族を形成しようとする勢力と、戸主権等「封建的な」要素を排除しつつも、永続性や「孝」規範を重視した家族を維持しようとする勢力との間で、激しい論争があった。改正を主導した前者の勢力は、「家」に関する規定をすべて削除し、新たな家族制度とは何かを明示しないことによって、論争を收拾し、改正を遂行した。

戦後の民法改正の審議における最も重要な論点は、親子関係、とくに親と成熟した子との関係であった。「家」廃止論者にとって、「孝」は、「家」の中核的規範であり、生涯にわたって親子を支配服従関係におくものであった。したがって、親の支配から子を解放するため、子が成年に達すると「親子という家族的身分は消滅する」ことが強調された。

戦後、高齢者のいる世帯では、三世帯世帯の割合が低下、単独世帯および夫婦のみの世帯の割合が上昇している。1990年代には、依然として、子が老親と同居する場合には、長男が多いことを示す調査があり、長男が親の面倒を見るべきとする規範が強いといえる。しかし、結婚と同時に親と同居する習慣は薄れ、結婚後、途中からの同居が増加している。

(2) 「家族関係を承認し規制する機能をもつ家族関係法規」として、刑法における尊属殺等重罰規定(尊属殺人罪、尊属傷害致死罪)をめぐる議論を考察することによって、親子間の規範(親子規範)の変容を明らかにした。この規定は、1880年公布の旧刑法で登場、1907年の刑法改正を経て終戦後も存続し、1995年の刑法の一部改正時に削除された。

その間、戦後においては50年近くにわたり、「孝」を中核とした親子規範のあり方を法律で規定すべきか否かについて論争があった。得られた知見は、以下の通りである。

1880年公布の旧民法において、自己の直系尊属に対する殺人の量刑は死刑のみで、しかも情状酌量による刑の軽減を禁じるという、厳しいものであった。当時、文明開化の影響で道徳が軽視されているという、明治天皇と宮中派が抱いていた危機感から、「孝行」が「忠節」とともに道徳の最上位に置かれたためである。

1907年公布の改正刑法において、尊属殺の量刑に「無期懲役」が加えられ、尊属殺の対象に「配偶者の直系尊属」が加えられた。改正刑法においても、日本の家族制度および国体を維持するため、直系尊属の尊重を刑罰に反映させることが必要とされたが、配偶者の直系尊属を互いに尊重するという、夫婦対等の近代的規範が新たに盛り込まれた。

終戦後、1947年の第1回国会において、新憲法制定に伴う刑法の一部改正の審議が行われたが、尊属殺規定に対し批判をしたのは一人の議員のみで、この規定はそのまま残された。その一方、皇室に対する罪が、憲法第14条の、法の下における国民平等の原則に抵触するという理由で削除されることに対し、議員の間から強い反対論が上がった。

戦後において、尊属殺等重罰規定について大論争を惹き起したのは、尊属傷害致死事件に対する1950年の最高裁判決であり、次の4点が争われた。

争点1：親子間の道徳を法律で規定すべきか。

争点2：親子間の道徳は普遍的か。

争点3：重罰規定は憲法第14条で禁じている「社会的身分」による差別にあたるか。

争点4：重罰規定の法定刑は重すぎるか。最高裁は、重罰規定を適用しなかった第1審判決を破棄し、差し戻した。この判決は、法学者などの間で論争を惹き起した。これらの議論から、当時の日本において、「孝」規範は、「封建的」で民主主義の妨げになるという考え方と、将来も保持すべき重要な規範とする考え方が、激しく対立していたことが窺える。

重罰規定に関する論争に触発され、1950年代には、親孝行に対する議論も高まった。それらの言説に共通するのは、親から受けた「恩」によって根柢づけられる「孝」を、子の親への服従を強いるもの、貧困に対する社会保障制度の不備を補うものと捉え、「孝」を拒絶していることである。

1973年には、重罰規定の適用を停止する契機となった、尊属殺人事件に対する最高裁判決が現れた。判決は、重罰規定を設けること自体は違憲ではないが、刑の加重の

程度が重すぎることが憲法に違反するとした。15名の裁判官中、8名がこの判決を支持し、6名が重罰規定の設置自体を違憲とし、1名が規定を合憲とするなど、意見が分かれた。父親から15年間にわたって性的虐待を受け続け、5人の子を出産した女性が父親を殺害したという事件の特異性も、社会的関心を高めた。

重罰規定を批判する人々の多くがその根柢として強調したのが、被害者(親)の素行の悪さであった。しかし、明治期から戦後にかけての長期的な尊属殺事件の量刑調査によると(植松正)、戦前から終戦までの事件では、酒乱や暴力等被害者の悪質さが目立っていたが、違憲判決後の1973~82年における172事例では、犯行の動機において犯人側(子)に非の目立つものが比較的多かった。したがって、実態と言説との間には乖離がある。

1989年に政府が行った世論調査によると、尊属殺に重い刑を科すことを肯定する意見が多かったものの、重罰規定の存在を知らない者が4割に上り、国民の関心の低さが窺える。

長年の懸案事項であった尊属殺等重罰規定は、1995年の刑法の一部改正において、全面的に削除された。削除の主たる理由は、最高裁での違憲判決以降、22年間にわたり、尊属殺に対して通常の殺人罪が適用されてきたことである。国会では、1950年代~70年代における論争の争点であった、親子間の道徳を法律で規制すべきか否かという点については議論されなかった。当時の法務大臣は、「家」意識が薄れる中で、重罰規定の存在は適正ではないと答弁した。また、法務省官僚は、被害者(親)の素行が悪い事件が多いことを強調した。

1970年代以降の、尊属殺等重罰規定への批判の高まりは、この時期の親役割に関する規範の変化と関わっていると考えられる。1950年代~60年代における人工妊娠中絶の激増に対応して取り込まれた家族計画運動においては、子を養育する親の責任が強化されると同時に、親が老後の生活を子に依存する意識をもつことを非難した。つまり、「報恩」を子に求める「孝」規範は、「封建的」なものとして批判され、親の子に対する責任のみが強調されていったのである。しかし、近年、老後の支えとしての子どもの価値が、若年層で高まっていることを窺わせる調査もある。不安定な経済状況および介護保険・年金制度の影響を強く受ける世代が高齢者になる時代には、子から親への扶助を強化せざるを得ないだろう。長年にわたる親の老後を支えるためには、愛情のみでは不十分であり、子の親に対する扶助に関する規範の確立が必要とされるのではないだろうか。

(3) 1920年代以降の日本における生殖に関する主要な3つの運動 産児制限運動、優生運動、家族計画運動 が、日本の社会政策(人口政策、優生政策)および家族変動にどのような影響を与えたのかを分析した。得られた知見は、以下の通りである。

産児制限運動の目的は、()貧困からの救済、()人口過剰問題の解決、()多産からの解放、()人間の質の向上であり、戦前と戦後の運動において連続性が認められる。この運動は、都市で広がりつつあった少産を願う人々の意識によって支持され、1920年頃から始まった出生率低下に影響を与え、さらに戦後の「優生保護法」成立を推進した。

戦前の優生政策の推進に影響を及ぼした優生運動は、人口減少を招くという理由で産児制限を批判したが、産児制限運動は優生思想を取り入れることにより、運動の社会的受容を図った。

戦後、人口過剰問題と逆淘汰現象を同時に解決するため、産児制限運動と優生政策が推進された。この運動・政策を牽引したのは、戦前から活動していた産児制限運動家と、逆淘汰現象を危険視する優生政策推進派であった。

GHQは、公式には日本の人口問題に不干渉の立場をとったが、産児制限運動家の加藤ジツエをGHQ婦人問題非公式顧問に任命し、国会議員選挙立候補を勧めるなど、間接的に産児制限政策・優生政策に関与した。

産児制限運動と優生運動は、1950年代に家族計画運動に合流した。家族計画運動では、人工妊娠中絶の激増や逆淘汰現象への危機感から、人口資質の向上と子どもの幸福を目的として、望まれた子のみを計画的に産み、より良い環境で育てることが奨励された。親子関係については、老親の子どもに対する依存を利己主義として否定し、子に対する親の養育責任を強化することが目指された。したがって、この運動は「家族意識の変革」を促進したといえる。

家族計画運動は、優生運動との結びつきを深めていった。戦前に民族衛生学の普及を目指していた古屋芳雄は、戦後、家族計画運動に参加し、日本家族計画連盟会長を務めた。古屋は1952年に、悪質遺伝をもつ者はそのことを隠そうとするので、優生手術(不妊手術)には限界があるため、貧困層に産児制限を普及すべきだと訴えた。連盟は1967年に人間の資質を向上させるため、「優生委員会」を設置した。

1970年代以降の優生思想に対する批判の高まりによって、優生保護法は、1996年に優生に係わる条項が削除され、母体保護法に改正された。このように、近年では、国家など権力をもつ第三者が生殖に介入するタイプの優生学は、悪として批判の対象となることが多い。しかし、個人の自発的

な選択を伴う優生学 たとえば、自発的な出生前検査と選択的中絶 については、賛否両論がある。「自発的な優生学」に対しては、何らかの強制や誘導が全くない「個人の自由な選択」がありうるのかという批判、生命の選別が障害者の存在の否定につながるという批判がある。

戦前・戦後における断種や中絶による産児制限が、身体状態や経済の違いによる国家的選別や血統の連続意識に結びついていたように、自由意志を尊重する出生前診断と「生み分け」も、障害・性別や家族の経済状態などによって胎児を差異化し、選別・排除する手段になりうる。このように、現在もなお、優生学をめぐる問題は決着しておらず、我々がつねに向き合い続けなければならない課題といえる。私たちの社会がどの程度、優生学的な選択を許容するかという問題は、生殖および家族・親族関係のあり方に大きな影響を及ぼすだろう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 3 件)

山本起世子、戦後日本における親子規範の変容 直系尊属に対する罪の加重規定を通して、園田学園女子大学論文集、査読有、第48号、2014、123-139、

<http://www.sonoda-u.ac.jp/tosyo/ronbun/syu/園田学園女子大学論文集48/123-139.PDF>

山本起世子、民法改正にみる家族制度の変化 1920年代~40年代、園田学園女子大学論文集、査読有、第47号、2013、119-132、

<http://www.sonoda-u.ac.jp/tosyo/ronbun/syu/園田学園女子大学論文集47/119-132.PDF>

山本起世子、生殖をめぐる政治と家族変動 産児制限・優生・家族計画運動を対象として、園田学園女子大学論文集、査読有、第45号、2011、1-18、

<http://www.sonoda-u.ac.jp/tosyo/ronbun/syu/園田学園女子大学論文集45/001-018.PDF>

[学会発表](計 0 件)

[図書](計 1 件)

河合利光編、時潮社、家族と生命継承 文化人類学的研究の現在、2012、181-206。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

山本 起世子 (YAMAMOTO, Kiyoko)

園田学園女子大学・健康科学部・教授

研究者番号：50230545